

半田市告示第72号

平成11年半田市告示第109号（河川法16条の3第1項の規定による河川工事の施行）の河川工事が完了し、河川の維持を開始したため、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月3日

半田市長 久世 孝宏

1. 河川の名称及び区間

- (1) 河川の名称 二級河川 稗田川
- (2) 河川の区間 右岸 半田市乙川太田町二丁目 148 番地先から
 〃 飯森町 100 番地 2 地先まで
 左岸 半田市乙川向田町一丁目 60 番地 3 地先から
 〃 飯森町 189 番地 1 地先まで
 の 1,300m (1k500~2k800)

2. 河川工事及び河川の維持の内容

- (1) 河川工事の内容
 稗田川の環境整備
- (2) 河川の維持の内容
 草刈り、堆積土砂の排除（治水上支障となるものを除く）、清掃及び舗装の補修

3. 河川工事の完了日

令和4年3月31日

4. 河川の維持の期間

令和4年4月1日から施設が存続するまでの間とする。